

令和元年6月20日現在

機関番号：33917

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03440

研究課題名(和文) 投資取引訴訟における損害賠償額の調整に関する実態的・法理論的研究

研究課題名(英文) Considering Compensatory Damages and Comparative Negligence in Investment Transaction Litigation

研究代表者

王 冷然 (OH, REIZEN)

南山大学・法学部・教授

研究者番号：70546639

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、投資取引において、金融業者が違反した義務を4類型に分けて、それぞれの場合での過失相殺に関する裁判例の判断手法を分析した結果、以下のようなことを判明した。すなわち、投資取引損害賠償訴訟において、過失相殺を認定し損害の一部を顧客に負わせる裁判例は大半を占めており、金融業者の違反した義務の数の多少は過失相殺の割合の認定に一定の影響を与えているが、「被害者の過失」として考慮されている顧客側の事情に関しては、違反した義務の性質と関係なく、共通事項が多く、その判断手法に同じ問題が見られて、法的判断として公平性に欠けている。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、投資取引損害賠償訴訟における過失相殺をめぐる裁判例の実態を分析し、投資取引領域において過失相殺に関する裁判実務の判断手法を明らかにし、その問題点を指摘するとともに、損害賠償額の調整に関する在り方を示した。損害賠償額の調整に関する研究は人的損害を対象とするものがほとんどである中、経済的損失である投資損害の賠償額の調整問題を対象とする本研究は、投資取引訴訟実務のみならず、損害賠償額の調整理論の再構成にも有益なものである。

研究成果の概要(英文)：As a result of this study dividing the obligations that the financiers violated into 4 types in investment transactions, and having analyzed the judgment method of the court case about the comparative negligence in each case, I became clear in the following things. That is, in an investment transactions damages suit, the majority of court cases to authorize comparative negligence, and to have a customer carry a part of the damage occupies; the numerical number of the duty that the financiers violated has a constant influence on the authorization of the ratio of comparative negligence; about the circumstances of the customer side considered as "victim's negligence", there are many common matters regardless of a nature of the breached obligation, and the same problem is seen in the judgment method and is lacking in equitableness as a legal judgment.

研究分野：民法

キーワード：過失相殺 投資取引訴訟 損害賠償額の調整 適合性原則違反 説明義務違反

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

投資取引紛争に関する多くの研究は、顧客に対する金融業者の損害賠償責任を肯定する法的根拠とは何かに着目し、裁判例で挙げられている説明義務や適合性原則に関する理論的分析を中心に行われていたが、投資損害の賠償額の調整の可否やそれを支える理論的根拠とは何かに関する研究ははまだ見受けられない。このような状況の中で、とりわけいかなる場合に投資損害の賠償額を調整すべきか、それを支える損害分配原理とは何かについて、実態的・法理論的に検討することは、重要な課題である。

また、過失相殺に関する研究は、主に交通事故や営造物・工作物責任、公害・環境訴訟などにおいて、人的損害・物的損害が生じた場合の過失相殺の適用を中心に行われたものであり、経済損失の回復を求める投資取引訴訟を対象とする検討がまだなされていない。

申請者はこれまでの研究を通して、適合性原則違反の効果面で理論的・実証的により掘り下げて検討する必要性を強く感じた。しかし、現在、投資取引訴訟における損害賠償責任の法的根拠や義務違反の判断要素などを中心とする研究がおおく、投資損害の賠償額の調整に関する議論の蓄積が乏しい状況にあり、そもそも投資損害の賠償額を減額すべきか、すべきであればそれを支える理論的根拠とは何かなど、検討すべき課題が多く残っている。

そこで、申請者はこれまでの研究成果を踏まえ、適合性原則違反だけではなく、説明義務違反や断定的判断の提供などのような不当な投資勧誘によって、顧客が損害を被った場合の全般において、金融機関の損害賠償額の調整の可否およびそれを支える損害分配原理を詳細に解明すべきであると考えた。

### 2. 研究の目的

損失リスクを負う可能性を常に内包している投資取引において、金融業者の勧誘行為に不当性があった場合、顧客の投資損害の責任をすべて金融業者に負わせるべきかが問題となる。現に、多くの裁判例は金融業者の不法行為責任を認めた上で、一定の割合の損害賠償責任しか金融業者に負わせていない。そこで、本研究では、投資取引訴訟における損害賠償額の調整をめぐる裁判例の実態を精査し、そこに体现された損害賠償額を割合的に減額する根拠の内実を分析し、そのうえで、比較法的手法を用いて、投資取引の領域において、損害賠償額の調整によって、顧客に損害の一部を負担させることの可否およびそれを支える損害分配原理とは何かを明らかにし、損害賠償額の調整に関する理論構造全体に対する影響を解明することを目的とする。

### 3. 研究の方法

本研究は、投資取引訴訟における損害賠償額の調整に関する実態的・法理論的分析を行い、投資損害の賠償額の調整の可否およびそれを妥当させる損害分配原理の解明を目的とするものである。本研究の目的を達成するために、以下のような計画に沿って研究を行った。

平成 28 年度は、投資損害の賠償範囲に関する日本の裁判例を収集し、裁判実務上の判断状況および問題点を分析するとともに、損害賠償額の調整に関する理論状況を整理した。具体的には、判例データベースを利用し、投資取引紛争に関する裁判例を検索したうえ、裁判例の判断類型を詳しく整理し、法的根拠によって認定方法の変化の有無を分析する。また、金融機関の損害賠償額を減額する際に、顧客のどのような帰責要素が考慮されているかに着目して精査し、顧客に損害を負担させる実質的な根拠が何かについての分析作業を行った。

平成 29 年度は、アメリカなどの諸外国における投資損害の賠償額の認定状況を調査した。具体的には、アメリカ法においては、金融業者の損害賠償責任を追及するには、主として反詐欺規定を定める証券取引所法 10 条 b 項および SEC 規則 10b-5 に基づく場合と信認義務違反に基づく場合の二つの方法があり、それぞれの場合での損害賠償の認定において裁判所がいかなる態度をもって判断を行っているか、そこに利用される理論根拠に相違があるかを、裁判例や個別事件に関する論文資料等を参照することにより明らかにした。

平成 30 年度は、日本の裁判実態および外国法状況を踏まえ、投資損害の賠償額の調整の可否およびそれを妥当させる損害分配原理について理論的分析を行った。また、いままでの研究活動によって明らかになった日本の裁判例の実態および問題点を踏まえつつ、比較法から得られる知見をもとに、投資取引訴訟における損害賠償額の調整の可否およびそれを支える損害分配原理とは何かについて、理論的な検討を行った。

### 4. 研究成果

本研究は、投資取引訴訟における損害賠償額の調整をめぐる裁判例の実態を精査し、そこに体现された損害賠償額を割合的に減額する根拠の内実を分析し、そのうえで、投資取引の領域において、損害賠償額の調整によって、顧客に損害の一部を負担させることの可否およびそれを支える損害分配原理とは何かを明らかにすることを目的とするものである。

研究期間中において、投資損害と過失相殺に関する裁判例の判断状況を把握するために、データベースを利用して、関連裁判例を精査したうえ、金融業者の違反した義務の種類や性質は

損害賠償額の減額の認定に影響するかどうかを解明するためには、裁判例を、適合性原則違反のみの場合、説明義務違反のみの場合、適合性原則と説明義務の二つの義務違反の場合、適合性原則と説明義務のどちらか、あるいは両方を含む複数の義務違反の場合、という四つの類型にわけて、それぞれの場合において過失相殺の認定状況、判断手法、「被害者の過失」として考慮された顧客の事由を整理・分析した。

分析の結果、適合性原則違反のみが認定された場合には、過失相殺を施した裁判例は全体の83%を占めており、その中、5割以上の過失相殺を行った裁判例は過失相殺を認めた裁判例の45%である。説明義務違反のみが認定された場合には、過失相殺を施した裁判例は全体の95%を占めており、その中、5割以上の過失相殺を行った裁判例は過失相殺を認定した裁判例の73%である。適合性原則違反と説明義務違反の両方が認定された場合には、過失相殺を施した裁判例は全体の73%を占めており、その中、5割以上の過失相殺を行った裁判例は過失相殺を認めた裁判例の31%である。適合性原則と説明義務のどちらか、あるいは両方を含む複数の義務違反が認定された場合には、過失相殺を施した裁判例は全体の69%を占めており、その中、5割以上の過失相殺を行った裁判例は過失相殺を認めた裁判例の24%である。全体として、いずれの場合においても、大半の裁判例は過失相殺を施していることが判明し、単一義務違反の場合より、二つの義務違反の場合と複数の義務違反の場合は、過失相殺を施さない裁判例の比率が比較的に高く、5割以上の過失相殺を行う裁判例の比率が比較的に低い。

また、過失相殺を施さなかった裁判例には、四つの場合は共通して金融業者側の行為の違法性が高いことが挙げられており、顧客に多少の落ち度があったとしても、過失相殺が認められなかった。

さらに、「被害者の過失」を認定する際に、四つの場合は共通して顧客側のいくつかの事情を取り上げて判断し、しかも取り上げられた顧客側の事由に、投資リスクに関する顧客の認識・理解およびそのための努力や、顧客の軽率・安易さなどの共通事項が多く、その判断手法にも過失相殺ありきの判断姿勢や法的評価上の矛盾などの同様な問題点が見られる。

裁判例の全体からみると、結果として、金融業者側が違反した義務の数やそれぞれの義務の性質、金融業者の行為における違法性の程度が過失相殺の是非や割合を判断するに影響をもたらしているが、投資取引訴訟において、顧客のどのような事由を過失相殺の考慮要素とすべきかについて、裁判例は明白な判断を示さなかった。つまり、金融業者が義務違反により、顧客に投資損害を与えた場合、損害の一部を顧客に負担させる実質的根拠は裁判例から読み取れない。このような裁判実務に対して、問題を指摘するとともに、投資損害の賠償額を減額すべきかについて理論面からの提言も必要である。

以上の研究成果については、論文にまとめて、連載の形で公表を行っている。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 8 件)

王 冷然、「投資取引損害賠償と過失相殺に関する一考察(3)」、南山法学、査読無、42 巻 3-4 合併号、2019 年、331-398

王 冷然、「投資取引損害賠償と過失相殺に関する一考察(2)」、南山法学、査読無、42 巻 2 号、2019 年、89-136

王 冷然、「投資取引損害賠償と過失相殺に関する一考察(1)」、南山法学、査読無、41 巻 3-4 合併号、2018、327-362

王 冷然、「关于日本新民法上の定型格式条款的规定」、中日民商法研究、査読無、17 巻、2018、175-195

王 冷然、「新民法における個人保証人保護の規定について」、南山法学、査読無、41 巻 1 号、2017 年、41-82

王 冷然、「从日本的一个判例看成年监护制度和监护人责任的关联性」、中日民商法研究、査読無、16 巻、2017 年、131-145

王 冷然、「日本民法(债权关系)修改上有关保护个人保证人的规定」、中日民商法研究、査読無、15 巻、2017 年、102-127

王 冷然、「米国における適合性原則の現状 適合性原則の内容の深化について」、消費者法、査読無、8 号、2016、15-20

〔学会発表〕(計 5 件)

王 冷然、「適合性原則違反に関する裁判実務の判断手法の再検討 公益法人を対象とするものを中心に」、全国証券問題研究会第 59 回大会、2019 年 3 月 8 日、大分県別府市

王 冷然、「適合性原則違反による損害賠償と過失相殺 日本の裁判例を中心に」、中日民商法研究会第 17 回大会、2018 年 9 月 8 日、福建省福州市(中国)

王 冷然、「日本改正民法における定型約款の規定について」、中日民商法研究会第 16 回大会、2018 年 9 月 9 日、四川省成都市(中国)

王 冷然、「適合性原則の理念および適用範囲」、International High-end Forum on Rule of Law and reform、2016 年 11 月 12 日、浙江省杭州市(中国)

王 冷然、「成年後見制度と成年後見人責任との関連性～最高裁平成 28 年 3 月 1 日判決を手

がかりとして～ ㍻、中日民商法研究会第 15 回大会、2016 年 9 月 10 日、広東省珠海市（中国）

〔図書〕（計 件）

〔産業財産権〕  
出願状況（計 件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年：  
国内外の別：

取得状況（計 件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

## 6 . 研究組織

### (1)研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8 桁）：

### (2)研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。